

社会福祉法人 秋葉会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全職員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年3月1日～令和7年11月30日
2. 目標と取組内容・実施期間

目標：男性の育児休業取得率向上（目標50%）を目指すことで、男女問わず、職場全体で休業が取得しやすい風土を目指す。

〈実施時期・取組内容〉

- ・令和4年5月～運営会議（当法人役員組織）による労働環境検討委員会の立ち上げ。
- ・令和4年7月～労働環境検討委員会を中心に、他法人における取組状況の調査など、男性の育児休業取得に関する資料・データーを収集し、検証する。
- ・令和4年10月～男性・女性問わず育児休業の取得がスムーズに行えるよう、各部署の役職者と共に、現場における体制づくりを強化する。
- ・令和5年4月～職員全体に対する育児休業制度の案内を引き続き実施するとともに、男性職員も安心して取得ができる職場風土を法人内外に積極的にアピールする。

目標：定期的な職員の意識調査（ハラスメント等に関するもの）の実施と改善策の実行。

〈実施時期・取組内容〉

- ・令和4年5月～運営会議（当法人役員組織）による労働環境検討委員会の立ち上げ
- ・令和4年7月～労働者の意識調査（職場風土・ハラスメント等）。
- ・令和4年10月～意識調査の分析を実施する。
- ・令和5年1月～様々なハラスメント等が起こらない職場風土づくりのための管理職へ研修等による周知徹底。
- ・令和5年4月～定期的に職員の意識調査を実施し、必要な課題対策を行う。